



必要な個人情報まで 「過保護」にしているませんか？

個人情報の保護と有効な活用について



個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」といいます。）では、法の目的を「個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護すること」と定めています。

個人情報保護法を形式的に解釈し、これまで行っていた必要な個人情報の利用や提供をやめてしまう例が見られますが、これは法の趣旨に沿ったものではありません。

個人情報の保護と利用のバランスをうまく保ちながら、個人情報を上手に利用し、提供することが求められています。

Q 1 個人情報保護法ができたことで、地域の団体等や学校において名簿を作成・配付できなくなったのですか。



A 1 5,000件を超える個人情報を保有している自治会・町内会、地域で活動する団体（個人情報取扱事業者といいます。）においては、個人情報の適正な取得や利用目的の通知等の法の規定を守れば名簿を作成することが可能です。

一般的に自治会などで保有する個人情報は5,000件を超えないため個人情報取扱事業者にはあらず、法の規制の対象外ですが、法の基本理念を尊重して、個人情報取扱事業者と同様な取扱いをすることが望まれています。

Q 2 私たちの自治会で名簿を作ろうと考えています。個人情報の扱いで注意することは何でしょうか。

A 2 どのような名簿を作るのか、どこまで配付するのかなどの決まりごとをあらかじめ決めて、自治会・町内会、地域で活動する団体の会員の方々からの同意又は了解を得ることがトラブルを防止する上でたいへん重要です。

具体的な手続きについては、4ページの『地域の団体等における名簿作成の留意点』を参照ください。



Q 3 同意又は了解を得る時の方法は、どのようなものがありますか。



A 3 同意又は了解を得た、得ないというトラブルを回避するために、あらかじめ文書で同意又は了解を得ることをおすすめします。

その際には、どのような理由で利用するのかなど、できる限り具体的に記載しましょう。また、不安を少なくするよう、個人情報を守っていることを伝えるように努力しましょう。

不安を少なくするための具体的な取組例

- ・あらかじめ個人情報を収集する範囲を定めること。
- ・個人情報を取り扱う担当者を限定すること。
- ・個人情報が入ったデータを施錠して保管すること。

Q 4 名簿などを配付する際に注意する点がありますか。

A 4 まず、個人情報を収集する段階で、配付の目的とともに、配付先の範囲などを明確にしておくことが大切です。

個人情報を収集した際に説明した配付先ではない者に名簿などを配付しようとする場合は、あらかじめ個人情報を提供していただいた方に同意又は了解を得るようにしましょう。

また、配付する名簿に、配付の目的、配付先の範囲、廃棄方法を記載することもおすすめします。



Q 5 災害に備えて高齢者や障害のある人などの情報を共有したいと考えているが、どのように把握すればよいですか。

2つの意見があります。



「一人で暮らしているから、地震等があった時に、助けてくれるのはありがたい。自分の情報を知ってもらい、自分にあつた援助の仕組みを作ってもらいたい。」

「まだ元気だから、自分で災害に備えることができる。高齢だからということで一律に個人情報が使われてしまうのは、情報が漏れたときに危険なので、やめて欲しい。」



A 5 どのような名簿を作るのか、どこまで配付するのかなどの決まりごとをあらかじめ決めて、本人から同意又は了解を得ることがたいへん重要です。

Q 6 学校の卒業生名簿を作成したら、知り合いから「同窓会名簿に掲載されているお子さん向けに、学習塾の案内を配りたいので名簿が欲しい」と言われました。注意する点はありますか。

2つの意見があります。

「学習塾を選ぶのに苦労しているし、いい学習塾なら、カリキュラムや月謝などの情報は知りたいから、教えてもいいんじゃないかしら。」

「名簿を作ったのは、卒業生の中で連絡を取るためだから、他の人に知られて、勝手に電話がかかってきても、いやだな...」



A 6 名簿を作成する際には明示していなかった第三者に情報を提供することになりますので、提供する場合は、名簿に掲載されている人に対して、「学習塾の案内発送」のために個人情報の提供に関して同意や了解を得るようにします。

地域の団体等における名簿作成の留意点

名簿を作る前に決めておくこと

「非常時の連絡網として利用するため」など、名簿（個人情報）の利用目的をできる限り具体的に決めましょう。



「年齢」や「家族」の情報などは本当に必要ですか？ 収集する個人情報は、最低でもこれだけは必要だ、という範囲に限定しましょう。

名簿の配付範囲は会員に限るなど、配付先を明確にしましょう。

名簿の作成について、会員全員の同意が得られなかった場合も、同意が得られた人のみを名簿に載せたり、同意が得られた項目だけを名簿に載せるなど、同意が得られた範囲で名簿を作成することは可能です。

個人情報を収集する時に気をつけること

個人情報を書面で取得する場合は、その書面に利用目的・名簿の配付先などをしっかり書いて、明らかにしておきましょう。



名簿を配付する時に気をつけること

名簿を会員に配付する場合は、利用目的を記載して、利用目的以外に使用しないこと、むやみに会員以外に見せたり渡したり、複写したりしないことなど、管理の方法を名簿に明記しておきましょう。

名簿が不要となったときは、作成した団体に返却する、読めないように裁断するなど個人情報の保護に配慮した処分の方法を名簿に明記しましょう。

個人情報に関する疑問について

(1) 個人情報とはどのようなものですか？

個人情報保護法では、以下のとおり定められています。

「生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。」

氏名、生年月日のほかには、電話番号、Eメールアドレスなども個人情報に該当します。



(2) 個人情報保護法とはどのような法律ですか？

個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定めることにより、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的として、平成17年4月に全面施行された法律です。

(3) 自治会・町内会、地域で活動する団体に、個人情報保護法は適用されますか？

自治会・町内会、地域で活動する団体が5,000件を超える個人情報を保有していなければ、個人情報保護法に規定される個人情報取扱事業者には該当しませんので、個人情報保護法上の義務の遵守は求められません。

しかし、個人情報取扱事業者でない場合でも、個人情報保護法第3条では、「市民の責務として、個人の権利利益の侵害がないよう、適切な取扱いに努める」ことが定められておりますし、名簿の有用性は、その団体の相互理解や信頼の上で成立するものですので、個人情報保護法の考え方に沿った取扱いが求められます。

個人情報に関する相談窓口について

民間事業者の個人情報の取扱いについて相談などをしたい場合

各民間事業者の相談窓口にお問い合わせください。

相談窓口がない場合、回答に疑問がある場合は、下記窓口にご相談ください。

窓 口	連 絡 先
消費者庁 個人情報保護法質問ダイヤル	電 話 03 - 3507 - 9160 受付時間 午前9時30分から正午まで 午後1時から午後5時30分まで (平日のみ)
消費者庁 消費者ホットライン 全国共通の電話番号から地方 自治体が設置している身近な消 費生活相談窓口をご案内いたしま す。	電 話 0570 - 064 - 370 年未年始を除く土日祝日は、国民生活センターに 電話がつながります。
神奈川県 (県民局県民活動部情報公開課 個人情報保護グループ)	住 所 〒231 - 8588 横浜市中区日本大通1 電 話 045 - 210 - 3720 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで (平日のみ)

市の個人情報の取り扱いについて相談などをしたい場合

下記窓口までお問い合わせください。

窓 口	連 絡 先
相模原市総務局総務部 情報公開課	住 所 〒252 - 5277 相模原市中央区中央2 - 11 - 15 電 話 042 - 769 - 8331(直通) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで (平日のみ)

MEMO



発行者 相模原市
(総務局総務部情報公開課)
住所 〒252 - 5277
相模原市中央区中央2 - 11 - 15
電話 042 - 769 - 8331(直通)
発行年月 平成25年1月